

1-11. 那覇市議会正副議長選挙に関する要綱

平成 25 年 5 月 24 日
議 長 決 裁

改正 平成 29 年 7 月 6 日 議長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号)第 18 条第 2 項に規定されている議長及び副議長選出の明確化を図るため、議長選挙及び副議長選挙において、所信表明の機会(以下「所信表明会」という。)を設けることについて規定する。

(就任希望の申出)

第 2 条 議長又は副議長への就任を希望する者(以下「就任希望者」という。)は、所信表明申出書(様式第 1 号)を、選挙を行う臨時会等の招集日の午前 9 時までに、議会事務局長に提出するものとする。

2 前項の規定により所信表明の申出を行った就任希望者が、当該申出を撤回するときは、所信表明申出撤回届(様式第 2 号)により、所信表明会の開催までに、議会事務局長に届け出なければならない。

3 就任希望者は、議長選挙及び副議長選挙の所信表明を重複して申し出ることとはできないものとする。

(所信表明会の開催)

第 3 条 所信表明会は、議長選挙及び副議長選挙が行われる前に、本会議場において開催するものとする。なお、所信表明会は日程事項としない。

2 所信表明会は、公開で行うものとする。

3 所信表明は、演壇より行うものとする。

4 所信表明会における発言時間は、就任希望者 1 人当たり 10 分以内とする。

5 所信表明の順序は、所信表明申出書の提出順とする。

(委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 6 日から施行する。

所 信 表 明 申 出 書

年 月 日

様

就任希望者氏名
(所属会派

印
)

那覇市議会(議長・副議長)選挙就任希望者として、所信表明を行いた
いので申し出ます。

所 信 表 明 申 出 撤 回 届

年 月 日

様

氏 名 印
(所属会派)

年 月 日に提出した、所信表明の申出を撤回したいので
届け出ます。